

江別市要介護・要支援認定調査個人委託の受託者募集について

1 業務概要、登録要件について

目 的	介護保険被保険者からの要介護・要支援認定更新申請に対し、認定業務の遅滞が生じないように調査実施件数を増やす必要があるため、自宅等を拠点に認定調査業務が可能な認定調査員を募集する。
業務概要	介護保険法の規定により、要介護・要支援認定を受けようとする被保険者の居住地に訪問し、現在の環境や心身の状況等厚生労働省で定める事項について認定調査を実施のうえ、認定調査票を作成し、江別市に提出する。
登録要件	以下の要件をすべて満たすこと。 （１）介護支援専門員資格を有し、その業務について厚生労働省令の定める基準に違反したことがないこと。 （２）都道府県または政令市が実施する認定調査員研修（新任研修）を受講していること。 （３）契約成立時点において、介護保険法第２８条第５項に規定する指定居宅介護支援事業者等に所属していないこと。 （４）登録要件（３）に該当しない事業所等に所属している場合は事業所より同意を得ていること。 （５）調査に必要な交通手段及び通信手段が確保できること。 （６）市指定の様式で特記事項や調査票等を作成し、印刷物を提出できること。

2 委託料

委 託 料	認定調査１件あたり４，９５０円（消費税及び地方消費税を含む）
そ の 他	（１）単年度・単価契約 （２）認定調査に必要な諸経費（交通費、通信費等）はすべて受託者負担で、委託料以外の支払いはなし。 （３）調査実施月分の請求書は、翌月１０日までに要介護・要支援認定調査実施状況報告書とともに提出すること。

3 申込手続き、選考方法

提出書類	（１）要介護・要支援認定調査個人委託登録申込書 （２）介護支援専門員証の写し （３）都道府県または政令市が実施する認定調査員研修修了証明書の写し （４）顔写真（申請時又は面接時に市担当者が撮影することも可能） （５）同意書（登録要件（４）に該当する場合）
提 出 先	江別市健康福祉部介護保険課審査相談係
受付期間	随時
申込方法	提出先へ提出書類を提出（郵送可）
選考方法	書類審査又は面接審査を実施
そ の 他	（１）提出書類の記載事項に不正があったときは、登録を取り消す場合があります （２）提出書類は返却不可